

総合福祉部会 第5回	
H22. 7. 27	参考資料 8-3
山本委員提出資料	

意見書添付資料 1

○ 矯正施設 収容者 に対する 身体 障害者 福祉法の 適用 について

しょうわさんにねんろくがついちきゅうにち
(昭和 三二年 六月 一 九 日)

しゃはつだいよんよんいちごう
(社 発 第 四四一 号)

かくとどうふけん ちじ かく ごだいしちょう こうせいしょうしゃかいきよくちようつうち
(各都道府県知事・各五大市長あて 厚生省 社会 局長 通知)

けいむしょふくえきしゃ にたいする しんたいしょうがいしゃふくしほう てきよう こうふおよびふくし そち しょうわに
刑務所 服役者 に対する 身体 障害者 手帳 の交付及び福祉措置については、昭和 二
ななねんいちにがついちろくにちしゃおつはつだいいちなないち ごうほんしよくつうち しょうり
七年 一 二月 一 六 日 社 乙 発 第 一 七 一 号 本 職 通 知 に よ り 処 理 さ れ て い る と こ

ろであるが、こんばん けいむしょ しょうねんいんとうきょうせいしせつ 今般、刑務所、少年院等 矯正施設(以下「矯正施設」という。)

に 収容 中 の者 に対する 身体 障害者 福祉法 の適用 の細部 について左記のとおり

きだめた こんご ほんつうたつ とりあつかい いかん はいい
り 定めたので、今後は本 通達 によりその 取扱 に遺憾のないよう配意されたい。

き 記

きょうせいしせつしゅうようしゃ しょうごう かんごくほう どうせこうきそく しょうねんいんほう
矯正施設 収容者 の 処遇 については、監獄法、同 施行規則、少年院 法、

しょうねんいんしょうきそくおよびしょうねんかんべつしょうきそく きだめられ
少年院 処遇 規則及び 少年 鑑別所 処遇 規則に より定められているところであ

り、矯正施設 の 特殊性 からして 身体 に 障害 ある 収容者 に対する福祉措置につ

いても 本来 はこれら 諸法令 中に規定さるべきものと 考えられるが、現在 のところ

とくべつ きてい きょうせいとうきよく ふくし はから がたいじょうきょう したがつて
特別 な規定がなく、矯正 当局 においては福祉が図られ難い 状況 にある。従つて、

しんたいしょうがいしゃ ふくし かんする いっぱんほう せいかく しんたい しょうがいしゃふくしほう
身体 障害者 の福祉に関する 一般法 たる 性格 をもつ 身体 障害者 福祉法は、

きょうせいしせつしゅうようしゃ たいして げんそく てきよう かいせ きょうせい
矯正施設 収容者 に対して も 原則 として 適用 あるものと解せられるが、矯正

しせつ とくしゅせい しゅしゅ せいやく えんご そち そのた ほうりつ てきよう
施設の 特殊性 からくる 種々の 制約 があるので、援護の措置その他この 法律 の 適用

とりあつかい あたつて つぎ
と 取扱 に当つては次によられたいこと。

1 居住地 の 認定 について

きょうせいしせつしゅうようしゃ きょじゅうち しせつ しゅうよう しせつしよざいち
矯正施設 収容者 の 居住地 は、施設に 収容 されたことによつて施設所在地に

うつつた とみるべきではなく、収容 前に 居住地 を有し、かつ、現在 そこに家族等が

きょじゅう しゃくほうごほんにん ふつき みこみ とうがいち ひきつづき げんざい
居住 していて、釈放 後 本人 が復帰する見込のあるときは、当該 地を引き続き 現在

の 居住地 とみるべきである。従つて、この場合、身体 障害者 手帳 の交付は、当該

きょじゅうち とどうふけん ちじ またはしてい とし もしくは ちゅうかくし しちょう おこない とうがい
居住地 の 都道府県知事又は指定都市若しくは 中核市 の 市長 が 行い、また 当該

きょじゅうち かんかつ ふくしじむしょ かんり とどうふけん ちじ またはしちょうそんちよう えんご
居住地 を 管轄 する福祉事務所を管理する 都 道府県知事又は 市町村長 が 援護の

じっしきかん えんご じっし あたる
実施機関として 援護の実施に当るものであること。

すでにぜんきしゃおつはつだいいちなないちごうつうち きょうせいしせつしよざいち とどうふけん ちじ
なお、既に前記社乙発 第一七 一 号 通知により、矯正施設所在地の 都道府県知事

またはしてい とし もしくは ちゅうかくし しちょう しんたいしょうがいしゃてちよう こうふ うけた もの
又は指定都市若しくは 中核市 の 市長 から 身体 障害者 手帳 の交付を受けた者に

ついては、^{てきとう きかんない しんたいしょうがいしゃふくしほうせこうきそくだいいち じょう きてい} 適 当 な 期 間 内 に 身 体 障 害 者 福 祉 法 施 行 規 則 第 一 〇 条 の 規 定 に よ る
^{きよじゅうちへんこう てつづき じゅんじて そち とりはから} 居 住 地 変 更 の 手 続 に 準 じ て 措 置 す る よ う 取 計 ら う こ と。

^{しゅうようまえ きよじゅうち ゆうし または あきらかで もの あるいはしゅうようまえ きよじゅうち} 収 容 前 に 居 住 地 を 有 し な い か 又 は 明 ら か で な い 者、 或 は 収 容 前 の 居 住 地 に
^{ふっき みこみ もの きょうせいしせつしよざいち とどうふけん ちじ または してい とし} 復 帰 す る 見 込 の な い 者 に つ い て は、 矯 正 施 設 所 在 地 の 都 道 府 県 知 事 又 は 指 定 都 市
^{もしくは ちゅうかくし しちょう しんたいしょうがいしゃてちょう こうふ おこない じゅうご じっし} 若 し く は 中 核 市 の 市 長 が 身 体 障 害 者 手 帳 の 交 付 を 行 い、 又 は、 授 護 の 実 施 に
^{あたる} 当 る も の で あ る こ と。

2 身体 障害者 手帳の交付について

^{しんたいしょうがいしゃてちょう こうふ} 身 体 障 害 者 手 帳 の 交 付 申 請 が あ つ た 場 合 は、^{ばあい いっぱん しんたい しょうがい もの} 一 般 の 身 体 に 障 害 の あ る 者 と
^{どうよう てつづき しょうがいていど にんてい しょうがい ほうべつひょう がいとう みとめる} 同 様 の 手 続 に よ り、 障 害 程 度 を 認 定 し、 障 害 が 法 別 表 に 該 当 す る と 認 め る
^{こうふ} と き は、 こ れ を 交 付 す る こ と。

^{しんたいしょうがいしゃてちょう こうふしんせい さいしてんぷ いし しんだんしょおよびいけんしょ} な お、 身 体 障 害 者 手 帳 の 交 付 申 請 に 際 し 添 付 す る 医 師 の 診 断 書 及 び 意 見 書 の
^{さくせい あたつて きょうせいしせつしよざいち とどうふけん ちじ または してい とし もしくは ちゅうかくし} 作 成 に 当 つ て は、 矯 正 施 設 所 在 地 の 都 道 府 県 知 事 又 は 指 定 都 市 若 し く は 中 核 市 の
^{しちょう とうがいしせつ ちよう きょうぎ していいし はけんとうじゅしん べんぎてき そち} 市 長 は、 当 該 施 設 の 長 と 協 議 し て、 指 定 医 師 の 派 遣 等 受 診 に つ き 便 宜 的 な 措 置 を
^{こう} 講 ぜ ら れ た い こ と。

3 補装具の交付又は修理について

^{ほそうぐ こうふまたはしゅうり} 補 装 具 の 交 付 又 は 修 理 に つ き 申 請 が あ つ た と き は、^{えんご じっしきかん きょうせいしせつ} 授 護 の 実 施 機 関 は、 矯 正 施 設 の
^{ちよう きょうぎ きょうせいとうきょく どうしゅ きゅうふ こんなん とうがい} 長 と 協 議 し、 矯 正 当 局 に お い て は、 同 種 の 給 付 が 困 難 で あ り、 か つ 当 該
^{しんたいしょうがいしゃ こうせい ひつよう みとめられる よさん はんいがない} 身 体 障 害 者 の 更 生 の た め に 必 要 と 認 め ら れ る と き は、 予 算 の 範 囲 内 に お い て、
^{いっばん しんたいしょうがいしゃ どうように そち さしつかえない} 一 般 の 身 体 障 害 者 と 同 様 に 措 置 し て 差 し 支 え な い こ と。

^{こうふまたはしゅうり けつてい あたつて えんご じっしきかん しんたいしょうがいしゃふくしほうせこう} な お、 交 付 又 は 修 理 の 決 定 に 当 つ て 授 護 の 実 施 機 関 は、 身 体 障 害 者 福 祉 法 施 行
^{きそくだいいちよんじょうだいにこう きてい ひつよう ちょうさ おこなう ぎし そうぐ ぎがん} 規 則 第 一 四 条 第 二 項 の 規 定 に よ り 必 要 な 調 査 を 行 う と と も に、 義 肢、 装 具、 義 眼、
^{めがね ほちょうき くるまいすどう ほそうぐ きゅうふおよびようひ とうがいきょうせいしせつ} 眼 鏡、 補 聴 器、 車 い す 等 に つ い て は 補 装 具 の 給 付 及 び 要 否 に つ い て 当 該 矯 正 施 設
^{しよざいち とどうふけん または してい とし しんたいしょうがいしゃこうせいそだんしよ ちよう はんてい いらい} 所 在 地 の 都 道 府 県 又 は 指 定 都 市 の 身 体 障 害 者 更 生 相 談 所 の 長 に 判 定 を 依 頼
^{こうふまたはしゅうり いたく ぎょうしゃ しんせい さい きぼう} す る こ と。 又 は、 交 付 又 は 修 理 を 委 託 す る 業 者 に つ い て は、 申 請 の 際 の 希 望 を
^{さんしゃく とうがいきょうせいしせつしよざいち ぎょうしゃ してい ぎし そうぐとう かたどり かりあわせ} 参 酌 し、 当 該 矯 正 施 設 所 在 地 の 業 者 を 指 定 し、 義 肢、 装 具 等 の 型 取 り、 仮 合 せ
^{およびてきごう はんてい とうがいち しんたいしょうがいしゃこうせいそだんしよ いし とう} 及 び 適 合 の 判 定 に つ い て は、 当 該 地 の 身 体 障 害 者 更 生 相 談 所 の 医 師 等 に
^{いしよく いろろ} 委 嘱 し て 遺 漏 の な い よ う せ ら れ た い こ と。

4 身体 障害者 福祉司等による更生指導について

^{しんたいしょうがいしゃふくししどう こうせいしどう} 身 体 障 害 者 福 祉 司 等 に よ る 更 生 指 導 に つ い て
^{きょうせいしせつしよざいち かんかつ ふくしじむしょ ちよう きょうせいしせつとうきょく きょうりょく} 矯 正 施 設 所 在 地 を 管 轄 す る 福 祉 事 務 所 の 長 は、 矯 正 施 設 当 局 に 協 力 し て
^{しんたいしょうがいしゃふくししどう こうせいしどう きょくりょくじっし} 身 体 障 害 者 福 祉 司 等 に よ る 更 生 指 導 を 極 力 実 施 せ ら れ た い こ と。

5 その他の援護について

右のほか、身体障害者福祉法によるその他の援護については、原則として適用のないものであるが、特に少年院に收容中の身体障害者については、少年院処遇規則第四九条の規定に基き、少年院外において医療を受けさせることが可能な場合が多いので、更生のため在院中に更生医療の給付を行うことが必要であり、かつ、少年院当局に同種の医療を期待することが困難な場合は、援護の実施機関は、当該少年院の長と協議の上、予算の範囲内において本法第一九条の規定による更生医療の給付をして差し支えないこと。給付の決定に当つては、補装具の場合と同様、身体障害者福祉法施行規則第一三條の二第二項の規定により必要な調査を行い、かつ、当該少年院所在地の身体障害者更生相談所の長に判定を依頼することが必要であり、また、更生医療の給付を委託する指定医療機関については、当該少年院の長とも協議して決定すること。